

●香川県告示第178号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成26年4月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成26年2月28日	医療法人社団功寿会 岡部医院	善通寺市原田町1567番地1
平成26年2月28日	藤原歯科医院	丸亀市葭町9番地1
平成26年2月28日	アイ調剤薬局	木田郡三木町大字池戸甲1745番地20
平成26年2月28日	有限会社かやまち調剤薬局	丸亀市米屋町9番地4